

# 感染拡大予防対策に取り組みながら事業を継続する社会福祉施設等を支援！

～ 社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金 ～

## 補助金の概要

申請期限:令和3年5月31日(月)※延長しました

対象となる事業所等	<p>令和3年1月14日以降、事業を実施するために必要な感染対策にかかる経費が発生した県内の以下の社会福祉施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護分野 介護サービス事業所・施設 等</li> <li>●障がい分野 障がい福祉サービス事業所・施設 等</li> <li>●子育て分野 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、届出保育施設、幼稚園</li> </ul>	<p>※詳細な対象事業所・施設は補助金交付要綱「別表」をご確認ください。</p>
補助率	9/10	※ 補助金の利用は1事業所につき1回まで
上限額	1事業所につき 20万円	
補助の対象となる経費	区分	例
	衛生用品購入費	衛生用品（マスク、フェイスシールド、ゴム手袋、消毒液、手洗い用洗剤等）
	物品、機器購入費	仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン、シート、フィルム 非接触型体温計
	設置・改修費	パーテーション設置、換気設備の設置、手洗い場設置
その他施設の感染予防対策に必要と認められる経費		
<p>※対象は令和3年1月14日から令和3年3月31日までに購入した経費が対象になります。 (3月までに発注したが、新型コロナの影響により納品・支払が令和3年4月以降になったものも対象となります)</p>		

## 手続きの方法等

※法人単位で運営する事業所分をとりまとめの上、以下のとおり申請をお願いします。

申請書類	申請書類	留意事項
申請書類	申請書（様式第1号）	・介護分野、障がい分野、子育て分野で様式が異なっていますので、該当する様式で作成をお願いします。
	申請額内訳（別添様式）	
	領収書等の写し	・申請時に支出済みの対象経費に係る領収書（見積書は不可） ・（工事、委託を行う場合）支出内訳や工期等が確認できる書類
	口座振込依頼書（指定様式）	・申請者（法人）名義の口座情報を入力してください。（申請者以外の名義の口座は受け付けることができません）
※ 補助金に関する詳しい情報、様式のダウンロード先はこちら>> <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/295473.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/295473.htm</a>		
申請方法・提出先・問合せ先	申請分野に応じて、以下の所属に申請書類を郵送してください。またご不明な点は各所属にお問い合わせください。	
	※【共通】所在地：〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地	
	介護分野	福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 ☎0857-26-7175 FAX0857-26-8168 メール choujyushakai@pref.tottori.lg.jp
	障がい分野	福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 ☎0857-26-7655 FAX0857-26-8136 メール shougai Fukushi@pref.tottori.lg.jp
子育て分野	子育て・人財局子育て王国課 ☎0857-26-7150 FAX0857-26-7863 メール kosodate@pref.tottori.lg.jp	